



## &lt;学校教育目標&gt;

- 自ら学ぶ力の育成と基礎学力の定着
- 他者を思いやり、礼儀や規律を重んじる態度の育成
- 生命を尊ぶ健康な心と体の育成
- 社会に貢献し、様々な人と関わり合う態度の育成

発行 横浜市立瀬谷中学校  
校長 熊野 一隆  
副校長 村上 直幸  
住所 瀬谷区中央5-41  
TEL 301-0096 FAX 301-0099

## 自立した社会人となるための基盤づくり

校長 熊野 一隆

朝の職員打合せが終わると、交差点に近い門や西門（体育館の脇にある門）に立って登校指導を行っています。当然晴れの日の登校指導もあれば、大風、大雨、時には雪がちらつく中で生徒を出迎える時もあります。最近少し分かってきたのですが『今日は挨拶を多く交わせそうだな』とか『この天候だと生徒の多くが反応してくれないかな』と分かるようになってきました。気持ち良く挨拶を交わせるかどうか天候も大きく関わっているような気がします。気持ちが晴れ晴れするような天候だと、生徒の多くは大きな声で良く挨拶を交わしてくれますが、湿気が多かったり雨などでじめっとしている時はなかなか難しいですね。

11月27日(水)から2年生の職場体験が始まります。2日間で行う例年の学年行事になっていますが、この体験活動を行うには先生方の大きな苦労が伴います。職場体験を受け入れて頂いく事業所を開拓するだけでも一苦労です。職場体験の日も当然事業所は通常業務を行っており、未来ある子ども達のために職場を提供するといつても、簡単に引き受けられるものではありません。生徒を引き受けて頂いた事業所のためにも、子ども達にとって価値のある、また大きな成長につながる職場体験になってほしいと願っています。

さて、この職場体験という言葉はいつから使われるようになったのでしょうか。私が中学生時代は当然そのような言葉もなかったし、職場を訪問するような学習もありませんでした。この職場体験やキャリア教育という言葉の歴史は既に20年近くになります。平成11年12月の中央教育審議会答申で初めてキャリア教育という用語が使われました。キャリア教育が必要となった背景と課題の中に、学校教育に求められている姿があります。その中に『他者の存在の意義を認識し、将来社会人としての基盤をつくるため』にとあります。ちょっと難しい説明になってしましましたが、この文言にある他者の存在の意義を認識することや社会人としての基盤とは何でしょうか。

今社会に存在する職業で、人と接することなく、一人で完結する仕事は稀ではないでしょうか。人の輪の中に入り、相手と交渉をするような仕事が多い中、学校として「これだけは身につけさせたい」こと一つ上げるとすればそれは何でしょう。読むことや書くこと、計算ができることなども非常に大切だと思います。また礼儀や社会の常識なども学校で伝えていきたい課題だと感じています。そのような大切にすべき教えていきたい内容の中でも、私はまず『元気に挨拶をする』ことを大切にしてほしいと考えています。では挨拶ができないとそんなにダメなのでしょうか。私は、挨拶することで相手の心の扉を開いたり、鍵のかかった心を開く呪文になることがあると思います。例えば普通に仕事ができたとしても、『挨拶』ができず職場で受け入れられなかったり、挨拶が上手くできず相手から誤解されるようなこともあるでしょう。だから、挨拶を元気にできることは大きな魅力であり、自分の武器にもなります。そのような事を考えると、ますます日頃からの挨拶運動を粘り強く続けていく事の重要性を感じています。

# 第10回ふれあい音楽会が開かれました！

11月2日の土曜日に瀬谷中学区学校家庭地域連携事業の1つとしてふれあい音楽会が開催されました。今年度は、瀬谷中からは合唱部と吹奏楽部が参加し、中学生らしいきれいな歌声や演奏を瀬谷西高校の広い体育館いっぱいに響かせました。当日は、瀬谷小学校・大門小学校・上瀬谷小学校・瀬谷養護学校・瀬谷西高校の児童・生徒たちがそれぞれ合唱や合奏を披露し、来場した皆さんに素敵な音を届けることができました。

今年度で10回目のふれあい音楽会は寒い中でしたが、例年と同じように多くのお客さんに来ていただきました。小学生から高校生までの子どもたちと学校、家庭、地域が一緒になって楽しめるこのふれあい音楽会も来年度で11回目になります。ぜひ、来年度多くの皆さんと一緒に楽しめる音楽会を作っていければと思います。

## 瀬谷中学校 携帯電話・スマートフォン 取り扱いルール

4月5日付の文書で確認させていただいたおりますが、携帯電話・スマートフォンの取り扱いルールについて再度確認させていただきます。

小・中学生の携帯電話・スマートフォンの利用ではケータイ依存・ネットいじめ・犯罪被害・犯罪加害などの問題が生じ、大変弊害が大きいため、携帯電話自体の利用を避けることが望ましいとされています。平成21年度から横浜市教育委員会の指導により、横浜市立小・中学校では児童・生徒の学校への携帯電話の持ち込みが全面禁止となっております。保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。なお、特別な事情により生徒に携帯電話・スマートフォンを持たせる場合は、次の「学校でのルール」「ご家庭でご協力いただきたいこと」をよく読み、携帯電話の弊害から子どもを守ってください。

### 「学校でのルール」

- 1 携帯電話・スマートフォンは学校へ持ち込まない。
- 2 特別な事情で携帯電話を学校に持ってくる場合は、「携帯電話持参許可願」を学校に提出し、「携帯電話持参許可証」を家庭で保存するようにしてください。
- 3 学校に携帯電話を持参した場合には、必ず朝学活で担任に預け、帰り学活で返却をする。但し、校内では絶対に使用しない。

### 「ご家庭でご協力いただきたいこと」

- ・ご家庭の判断（責任）で携帯電話・スマートフォンを持たせる場合は、発達段階に応じた機能のみ利用するよう、家庭でのルールを設けてください。
- ・インターネット機能を利用する場合、フィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）を必ず利用してください。
- ・携帯電話・スマートフォンの使用により犯罪に巻き込まれる事例が多くなっています。また、携帯電話・スマートフォンを利用した他人に対する誹謗・中傷なども犯罪行為です。使用上のマナーなども充分に話し合ってください。